

# 福岡県経営者協会会則

制 定 昭和23年10月 8日

一部改正 昭和29年 4月 6日

一部改正 昭和39年 4月 8日

一部改正 昭和42年 4月12日

一部改正 平成25年 4月26日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は福岡県経営者協会と称する。

(目的)

第2条 この会は福岡県における経営者の相互啓発と緊密な連絡提携の下に労使関係の健全な発達並びに国民経済及び県経済の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ① 経営者相互の連絡提携
- ② 労働問題の調査研究及び資料頒布
- ③ 労働関係の諸対策及び協力
- ④ 関係諸機関との連絡
- ⑤ 経済振興のための調査、研究及び諸対策
- ⑥ その他この会の目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 この会は本部を福岡市に置き必要に応じ各地区に支部を置くことができる。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 この会の会員は福岡県において事業を営む法人、団体及び個人であつて、申込により会長の承認を受けたものとする。

2 県外に所在する前項の該当者は会友とすることができる。

3 会員及び会友は、この会に対し権利を行使する者（以下、「会員代表者」という。）を一人定め、会長に届出なければならない。

(会費)

第6条 会員及び会友は別に定めるところにより会費を負担する。

## 第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 この会に下記の役員を置く。

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 会 長 | 1名               |
| 副会長 | 若干名              |
| 理 事 | 若干名（内1名を専務理事とする） |
| 監 事 | 2名               |

#### (役員を選任)

- 第8条** 会長、副会長は理事の互選とする。
- 2 理事及び監事は、会員代表者又はこれに準ずる者の中から、総会において選任する。ただし、学識経験者等の中から理事若干名を選任することができる。
- 3 理事又は監事が人事異動等により現職を離れた場合は、その後任者をもって充てる。
- 4 専務理事は、理事会の決議を経て会長が委嘱又は解職する。

#### (役員職務)

- 第9条** 会長はこの会を代表し、会務を統括し総会及び理事会を招集しその議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し重要な会務を審議決定する。
- 4 監事はこの会の会計を監督する。
- 5 専務理事は常時一般会務を執行する。

#### (顧問及び参与)

- 第10条** 重要な事項を諮問するため、この会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は会員及び学識経験者等の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

#### (役員任期)

- 第11条** 役員任期は就任2年後の定時総会終了の時までとする。ただし、期中途において、交替又は補充された役員任期は、前任者又は同種役員残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

#### (役員報酬)

- 第12条** 役員は無報酬とする。ただし、専務理事及び常勤する理事に対しては報酬を支給することができる。

## 第4章 会 議

#### (会議の種類)

- 第13条** この会の会議は、総会及び理事会とする。

#### (総会)

- 第14条** 総会は、定時総会として事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。ただし、必要がある場合には臨時総会を開催する。
- 2 総会は、会員及び会友をもって構成する。

#### (総会の決議)

- 第15条** 総会で決議しなければならない事項は次の通りとする。
- ① 会費の賦課及び徴収方法の決定
  - ② 事業報告及び決算
  - ③ 理事及び監事の選任
  - ④ 会則の変更及び解散
  - ⑤ その他特に重要な事項
- 2 前項の決議は出席者の過半数をもって行う。
- 3 総会における議決権は、会員及び会友ともに各1個とする。
- 4 総会における議決権の行使は、会員代表者本人が行う。ただし、会員代表者が出席できない場合は、会員代表者に準ずる者を代理人として、又は議決権の行使書面に必要な事項を記載した書面をもって、その議決権を行使することができる。

- 5 議決権の行使書面により議決権を行使したときは、総会に出席したものとみなす。

**(総会での報告事項)**

**第16条** 総会に報告しなければならない事項は次の通りとする。

- ① 事業計画及び予算
- ② その他必要な事項

**(理事会)**

**第17条** 理事会は必要に応じて開催する。ただし、やむを得ない事情により理事会を開催しがたいときは、書面により決議を行うことができる。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

**(理事会の決議)**

**第18条** 理事会で決議しなければならない事項は次の通りとする。

- ① 事業計画及び予算
- ② 会長、副会長及び専務理事の選任
- ③ 総会に付議すべき事項（第15条第1項各号）
- ④ この会の意見の決定
- ⑤ その他重要な会務

2 前項の決議は出席者の過半数をもって行う。

3 理事会に理事が出席できない場合は、理事が指名する者を代理人として、又は議決権の行使書面に必要な事項を記載した書面をもって、その議決権を行使することができる。

4 議決権の行使書面により議決権を行使したときは、理事会に出席したものとみなす。

## 第5章 委員会

**(委員会)**

**第19条** この会に専門事項等を調査、研究又は提言等を行うために委員会を設けることができる。

2 委員は会員の担当者等及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

## 第6章 会計

**(経費)**

**第20条** この会の経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

**(事業年度)**

**第21条** この会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第7章 事務局

**(事務局)**

**第22条** この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規程は理事会の決議をもって別に定める。

## 附 則

**第 2 3 条** この会則に定めるものの他この会の会務執行上必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

**第 2 4 条** この会則は平成 2 5 年 4 月 2 6 日から実施する。